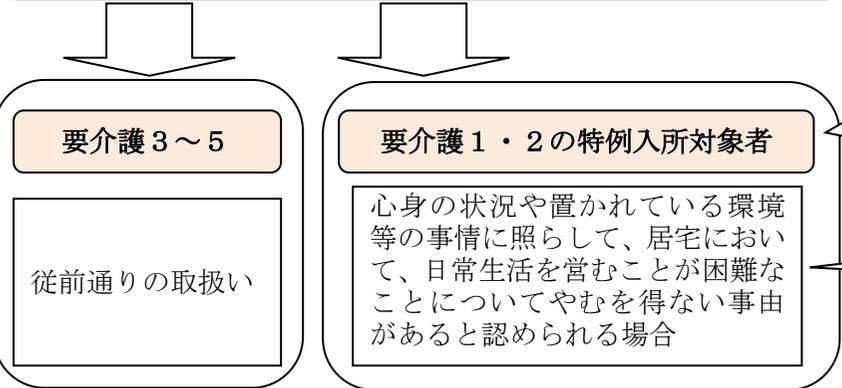


# 山形県特別養護老人ホーム入所指針について（イメージ図）

○要介護3～5の方については、従前どおりの取扱いにより「入所判定対象者」を選定する。  
 ○要介護1・2の方が入所を申し込むことは可能であるが、「入所判定対象者」となるためには、「居宅において日常生活を営むことについてやむを得ない事由」が必要であり、その判断の際には、施設と保険者市町村との間で必要な情報共有等を実施する。  
 ○その上で、「入所判定対象者」全体の中で、入所判定委員会において「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案して、最終的な入所者を決定する。

## 施設入所申し込み



**【考慮事項】**

- ① 認知症で、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

① 施設は、入所申込者に対して、その理由など必要な情報の記載を入所申込に当たって求める。

② 施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、適宜その意見を求める。

③ ②の求めを受けた場合、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容などを踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。  
 ※地域の実情等に応じて各自治体で必要と認める事情も考慮すること。

④ 施設は、特例入所該当者が入所判定会議にかかる際に、当初の意見表明から期間が空いた場合（相当期間を施設が判断）は、改めて保険者市町村に照会・意見書で意見を求める。